

(様式第4号)

上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審議会名	第2回上田市自治基本条例検証委員会
2 日時	平成27年8月7日 午後1時30分から3時30分まで
3 会場	上田市役所 6階 大会議室
4 出席者	南雲典子会長、宮本智夫副会長、大久保幸子委員、沓掛瑞穂委員、沓掛由利子委員、久保田夕佳委員、駒崎隆委員、佐藤和雄委員、清水哲彦委員、竹中透委員、中沢利樹男委員、橋詰真由美委員、松下重雄委員、三井正喜委員、山本幸恵委員
5 市側出席者	滝沢市民参加協働部長、鎌原市民参加・協働推進課長、中村係長、内藤主査
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人
8 会議概要作成年月日	平成27年9月24日

協議事項等

1 開会（鎌原市民参加・協働推進課長）

2 会長あいさつ

- ・ 県総合計画ビジョンで今後人口減少とある。地域に関わる自治をどうしていくか、こうした状況も踏まえ議論していきたい。

3 会議事項

(1) 検証の進め方について

資料1に沿い、事務局から「検証の進め方(案)」について説明

(事務局) 自治基本条例(以下「条例」と表記)の検証を始めるにあたり、「検証の進め方」を確認いただきたい。制定・施行されている条例であるため、規定の趣旨に影響しない字句・文言のみの改正は、基本的に行わないこととしたい。

- ・ 質疑、意見なし

(2) 論点の整理について

資料2に沿い、事務局から「検証の論点(案)」について説明

(事務局) 事前に委員から出していたいただいた意見のうち、事務局の案として、「重点的に検討を要する項目」を提案し、中心的な論点として御議論いただきたい。

- ・ 以降、質疑・意見

(委員) 何をどう検証していいかわからないという意見に賛同する。そもそもの検証の必要性を共有したい。行政で認識している検証すべき問題点や、条例によって市民自治が成長した具体的な効果は何か。

(事務局) 具体的な問題点や課題があるわけではないが、市民への周知は徐々に薄れていきつつある。成果としては、第二次総合計画の策定の前段で、今までにない若者の意見を座談会方式で聴き今後の施策に反映させる取組や、ホームページやツイッター、メール配信などの情報提供、市民協働指針の策定による協働推進といったいくつかの施策の展開がある。5年を超えない期間で条例を見直すことは、我々が条例を意識する良い機会である。

(委員) 条例に規定する自治に参加する人はどういう人をイメージしているのか不明確。一般市民として、自治に参加する具体的な参加は自治会活動ではないか。

(事務局) 条例は、広く市民にという前提であるため、特定の市民を想定するのは難しい。活動としては、自治会活動以外にも、市政に関わる部分もあると思う。

(委員) 自治の活動への参加が、ある程度イメージできないと検証は難しい。自治会活動が現在、大きな曲がり角に来ており、支える人は減ってきている。市と一体となってどう支えていくかが大きなテーマである。人口減少も見据え、条例をどう生かすか大きなテーマになっていく。市民それぞれが参加意識を持つことを一番のテーマにしないといけない。検証する場合は、個々の条文を一つ一つ見ることも大事だが、誰がどのように参加していくのかが明確でないといけない。

- (事務局) 条例で想定している参加、参画する人は、すべての市民である。参加の形は、それぞれの活動によって変わってくる。この条例は理念条例なので、細かい内容まで盛り込むのは難しく、大きな方針を定めることになる。大震災による危機管理、災害意識については一つのテーマになるだろうし、地域内分権についても具体的に住民自治組織を作っていくということも大きな変化といえる。それ以外には大きな変化はないかなと思う。条例で、現状にそぐわない部分があれば、改正していきたい。
- (委員) 条例について自分のツールで発信したところ、関心の高い人もいる。この条例があることによる弊害もあるだろうし、その成果も生まれていると思う。条例がないことによる弊害もある可能性がある。今回の検証は、あるものに対して内容を検証し、どう生かすかという話ではないか。大震災が起こるなど社会情勢が変わっているので、チェックの意味合いは大きい。成果や弊害が一つでも二つでも事例があれば、こうすればいいのではないかなど具体的に検証が考えられるのではないか。
- (事務局) 理念条例なので、どう生かされているか見えにくい部分がある。成果事例は不足している。
- (委員) 憲法があるし法律があるから、条例は絶対に必要なものではない。国があって、県があって、市がある。国の支配下に置かれるわけではなく、地域の住民が中心となっていくという意識が強くなって、条例ができた。条例では、地域内分権が前面に出ており、上田市が町村と合併したことによって、小さな町、村が埋没しないことも配慮された条文だと思う。住んでいる場所、立場によってもこの条例が弊害にもなるし、有効にもなる。市民全員が同じ感覚には成り得ない。ただし、条例ができた経緯の中で、住民が中心となってやっていく一つの基本を作ろうということで条例ができたと思う。この条例が現状適しているかを検証していく良い機会ではないか。
- (会長) 策定当時、何かあったときに住民投票ができる制度が上田市にも必要で、そのためにはどうしても条例が必要であるということで、条例ができた経緯がある。
- (委員) 長野市、松本市など条例はない。県内 20 市のうち 7 市しか制定していない。既に上田市では条例ができていたので、いかに市民に知ってもらい、これを基にして上田市政が本当に市民のためになっていけば一番いい。
- (委員) 資料 3 一覧表の一番右側の欄に「委員会意見」とあるが、今日、委員に意見を訊くのか。それとも後日か。
- (事務局) 本日は前文と第一章の予定で、本日すべての条文について意見を聞くわけではない。条文を検証していく中で、改正の必要があるのかないのか。いただいた意見を委員会意見欄に記入していく。
- (委員) 先日、第二次総合計画の答申があったが、最高規範である条例では行政運営と「運営」を使っているが、総合計画では「経営」となっている。行政が「経営」という言葉を使うのはおかしい。最高規範である条例の文言と一致すべきではないかと審議会で意見を出した。
- (委員) どう検証していくのかが見えない。全国の市町村で条例を制定しており、前文こそ違おうが、それ以外は、どこの条例も規格化されて同じ内容であるという批判的な意見もある。上田市としてはこの条例をぜひいい方向で見直ししていきたい。
- (事務局) 条例の上位、下位を位置づけているわけではないが、自治の基本を定めた条例であり、他の条例も整合する基にしていくという意味で、最高規範としている。検証そのものの分かりづらさがあるが、既にある条例をいかに生かしていくか、また現状に適しているかを検証いただき、上田市にふさわしいまちづくりにつなげていきたい。
- (委員) 市民とは市内に居住、市内に通勤し又は通学する者、市内で事業活動その他の活動を行うものがあるが、条文によっては使い分けられている。例えば市議会議員の責務の中で、市議会議員は市民の代表とある。地域コミュニティの参加での市民は、通学している子どもたちまで求めているのか。

(事務局) 条文ごと違う市民ではない。住んでいる人だけがまちづくりに関わるのではなく、幅広い意味で市民という言葉を使っている。

(会長) 小中学生、保育園児など子どもが市外から上田市に来るが、他町村の住民だからサービスしないわけにはいかない。だから市民としての扱いをしている。

(委員) 参加して活動することが自治だと考える。それを子どもたちにも求めていいのか。

(委員) 市外から通勤、通学をしていて、例えば事業所が清掃活動を行うことがあるが、従業員であれば参加をしている。高校生でも清掃活動をやる。そういう人たちも市民としなければならない。市内に事業所があれば、そこに税金が発生するので権利もあれば責任もある。そういう考え方を基に市民を位置づけた経緯がある。ただし、市民と住民の使い分けはしっかりやらなければならない。

(委員) 上田市、飯田市、小諸市の名称が自治基本条例で、千曲市などが、まちづくり条例となっている。この中で市民や住民がどのように使われているかを調べてもらいたい。

(事務局) 市民の定義については、逐条解説 10P に記載あり、地域の発展や住民福祉の向上などの様々な場面で積極的に地域に関わり、本市の自治に参加できるよう、この条例では市民の定義を広く捉えている。ただし、具体的な権利や責務の対象としての市民の範囲を限定する必要がある場合は、それぞれの条例等で定めるとある。

(委員) 市民の定義だが、市内事業所の活動状況を証明することは不可能である。活動の状況を確認して初めて市民と扱うのか。

(事務局) 市民として利益を与えることではないので、市民であるかどうかの確認作業を要するものではない。

(委員) 市民の定義は広く定めていた方がよい。それを利用して活用していけばよい。

(3) 条例の検証

資料3、4、5に沿い、事務局から「条例の検証」について説明

(事務局) 「検証・検討シート」まとめに沿い、委員から御意見をいただいた「検討すべき内容」「御意見の理由」「制定時又は事務局の考え方等」について説明

「前文」

(事務局) 「前文」の内容についてご意見をいただきたい。

・意見なし

「第1章」

(事務局) 「第1章」について、事務局としては改正の必要はないと考えるが、ご意見をいただきたい。

・意見なし

(4) 今後の会議日程について

資料6に沿い、事務局から「今後の会議日程の調整」について説明

・調整結果、次回以降の会議日程は下記のとおり。

第3回 9/24(木)9:30～、第4回 10/20(火)9:30～、第5回 11/24(火)13:30～

会議会場については通知にてお知らせする。1月の会議日時は次回以降に決定する。

(5) 次回の会議内容

事務局から、「次回の会議内容」等について説明

(事務局) 次回は、第2から第5章まで検討予定。次回以降で議論いただく「主な論点」をはじめ、各条文規定に対するご意見を「検証ご意見シート」に記入のうえ、8月末までに提出していただきたい。

